

これまでの審議を踏まえた論点取りまとめ整理（素案）

新しい時代を見据えた学校教育の姿将来像の方向性（イメージ）

【育成を目指す資質・能力】

- ◆自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（第3期教育振興基本計画「2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人の目指すべき姿」）
- ◆変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成（新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問））

＜子供の学び＞

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現

- 児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下，教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより，読解力などの言語能力や情報活用能力などの育成に向けたて，これらの基盤としてのとなる資質・能力のを確実な習得が行われるに身に付けることができるとともに，多様な子供たち一人一人の能力，適性等に応じ，子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。

→ ■ これからの学びを支える ICT 環境や先端技術のを効果的に活用した教育の在り方について

■ 教育課程の在り方について

- 個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で，それに基づき特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され，多様な子供が共に学び，特異な資質・能力を有する子供が，その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。

→ ■ これからの学びを支える ICT 環境や先端技術のを効果的に活用した教育の在り方について

■ 教育課程の在り方について

■ 特別支援教育の在り方について

■ 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方

- 子供の心身の健康を守るとともに，子供の生活や学びにわたる課題（貧困，虐待等）が早期に発見され，外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。

→ ■ 外国人児童生徒等への教育の在り方について

■ 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）

■ いじめの重大事態，虐待事案等に適切に対応するための方策

■ 子供の心身の健康を守るとともに，全ての子供たちが安全・安心に学ぶための方策

- 学校と社会とが連携・協働することにより，多様な子供たち一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに，STEAM 教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。

- ■ 教育課程の在り方について
- 高等学校教育の在り方について

○特に高等学校では、普通科をはじめとする各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

- ■ 高等学校教育の在り方について

など

<子供の学びを支える環境>

全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備

○多様な経験や職歴を持つ適任者を広く教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、バランスのとれた年齢構成と、多様性があり変化にも柔軟に対応できる質の高い教師集団が実現されるとともに、校長のリーダーシップの下、教師と多様な専門スタッフ、外部専門機関とがチームとして運営する学校が実現されている。

- ■ 教師の在り方について

■ チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方

○教師が生涯を通じて学び続け、多様な学びをコーディネートできる能力や教科横断的な専門性を向上することができるなど、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く様々な変化に対応できる環境が整備されている。

- ■ 教師の在り方について

○発達段階に応じ学級担任制と教科担任制が効果的に実施され、質の高い教育が実現されている。

- ■ 義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について

○ICT を基盤とした先端技術や教育ビッグデータの活用環境が整備されるとともに、統合型校務支援システムの導入などにより、児童生徒理解に基づく指導や支援の充実やなどICT 化による校務の効率化がなされている

- ■ これからの学びを支える ICT 環境や先端技術のを効果的に活用した教育の在り方について

○人口減少が加速する地域においても、自治体間の連携、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などの多様な工夫を通じて、すべての児童生徒に対し魅力的な教育環境が実現されている。

- ■ 義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について

■ 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方

○幼稚園等の幼児教育が行われる場において、小学校教育との円滑な接続や質の評価を通じた PDCA サイクルの構築が図られるなど、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

- ■ 幼児教育の質の向上について

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要ではないか。その際、これまでの学校の常識にとらわれず、新しい時代の学びの在り方を見据えて検討を行っていくことも必要ではないか。

- これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について（P 4～7）
- 義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（P 8）
- 教育課程の在り方について（P 9～11）
- 教師の在り方について（P 12）
- 高等学校教育の在り方について（P 13）
- 幼児教育の質の向上について（P 14～15）
- 外国人児童生徒等への教育の在り方について（P 16～17）
- 特別支援教育の在り方について（P 18）

上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても、年明け以降に議論を行っていくことが必要。

- 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方について
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策について（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）
- いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策について
- 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方について
- チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方について

これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について (論点)

1. これからの学びと ICT や先端技術の効果的な活用について

- (1) ICT 環境や先端技術(教育ビッグデータの活用を含む)には、学びと社会をつなげ、「社会に開かれた教育課程」を実現し、学びを変革していく大きな可能性がある。特別な支援が必要な児童生徒の自立支援や外国人児童生徒等への対応、いじめ・虐待など困難を抱えた子供たちの早期発見・早期支援も含め、子供たちの変容を見取りながら、誰一人取り残すことなく、すべての子供の力を最大限に引き出すものとして機能していくための推進が必要である。その際、ICT 技術を活用しながら、一人一人の個別の学習計画の活用や、学習者自身の学びの振り返りが効果的である。
- (2) ICT 環境や先端技術を効果的に活用することにより、①学びにおける時間・距離などの制約を取り払うこと、②個別に最適で効果的な学びや支援、③可視化が難しかった学びの知見の共有やこれまでにない知見の生成、④校務の効率化、が可能になり、これらの効果を上げるための方策を推進する必要がある。その際、目指す学校のグランドデザインや学習環境の在り方を見据え、これまでの取組との融合や複合を意識しながら進めていくべきである。
- (3) このように、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現していくためには、学校 ICT 環境は必要不可欠なものであるが、現状の情報化の致命的な遅延や地域間格差は、学習環境・職場環境として大きな問題であり、教育の機会均等の観点からも、抜本的な改善が必要である。
- (4) また、ICT を活用した個別に最適で効果的な学びや支援の実現を目指していくことに加え、来年度から順次実施となる新学習指導要領では、プログラミング教育や情報モラル教育などの情報教育を充実することとしている。新学習指導要領の求める資質・能力を育成、深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICT の効果的な活用は必要不可欠である。学校にとって ICT 環境は必須のものであり、その整備は待ったなしである。
- (5) このような中、ICT 環境や先端技術の活用状況の差による教育格差がないよう、また、学校における働き方改革や保護者の負担軽減の観点からも、国と地方の連携の下、令和の学校のスタンダードの実現に向け、目指すべき ICT 環境の姿とその実現に向けたロードマップを描きつつ、ハード面とソフト面一体で、国の取組を早急に進めるべきである。

2. 国家プロジェクトとしての学校 ICT 環境整備の抜本的充実について

- (1) 学習者用コンピュータについては、児童生徒 1 人 1 台環境を実現するため、自治体

や学校に任せきりにするのではなく、国家プロジェクトとして、全国の学校での整備を一気に促進すべきである。その際、各教科等の学習において学習者用コンピュータを円滑に活用していくに当たって、キーボードなどによる文字の入力が必要となることに留意が必要である。また、将来的には、特定のデバイスに依存せず、いつでもどこでも ICT 環境が使える姿を目指していくべきである。その観点からも、学習方法に応じた最適なデバイスの活用の在り方を検討することや個人所有の学習者用コンピュータの持ち込み（Bring Your Own Device = BYOD）について、学校における ICT 活用がスタンダードなものとなり、保護者をはじめ社会的な理解が得られるような環境を醸成していくことが必要であると考えられる。

- （２）安定かつ安全で高速大容量の通信ネットワーク環境の整備やクラウド活用の推進、大型提示装置の整備への支援についても、学習者用コンピュータの整備とセットで取り組むことが不可欠である。また、通信ネットワーク環境については、学校の避難所としての防災機能の向上につながるものであることに留意が必要である。
- （３）これらの整備においては、国と地方の連携の下、ランニングコストを含めた自治体や学校等の負担も念頭に置きつつ、自治体や学校等が計画的に取り組むインセンティブが働くような具体的な支援策を含めた取組が必要となる。具体的には、例えば、安価な ICT 環境整備に向け、複数自治体による広域調達やボリュームディスカウントによる調達コストの低減を図ることや、国が具体的な標準モデルを提示し、それに沿った、自治体が分かりやすい調達仕様書例を提供すること、自治体や学校の取組に温度差があるという指摘があることも踏まえ、ICT 環境整備の自治体間比較や具体的な好事例の普及等を通じ、首長・教育長の理解が得られるように働きかけること、ICT や先端技術の効果的な活用により実現を目指す学びの姿について、それぞれの地域で理解を深めたり共有したりする機会を創出することなどが有効であると考えられる。

３．学校 ICT 環境整備と両輪となるソフト面での取組促進について

- （１）学校 ICT 環境と併せて、ICT を活用したデジタルならではの学びがより可能となる、デジタル教科書や AI 技術を活用したドリル等のデジタル教材などのソフト面の整備や活用促進などの取組を進めていくべきである。
- （２）従来の習熟度別指導の考え方にとどまらず、個別に最適で効果的な学びや支援について、遠隔・オンライン教育の活用、デジタル教科書、AI 技術を活用したドリル等のデジタル教材、センシング技術や学習ログの活用など、先端技術を活用する手法や効果、留意点などについて検討が必要である。特に、義務教育段階では、対面での教育を通じ、対話的な学びを通して自己の考えを広げ深めたり、コミュニケーション能力を養ったり、社会性等を身に付けさせたりすることこそ重要であり、様々な形での学びの機会を確保することの重要性にも留意しつつ、児童生徒同士、児童生徒と教師が

顔を合わせ学級で共に学ぶことの意義について再確認すべきである。

- (3) 遠隔・オンライン教育は、大学・企業との連携授業や多様な経験を有する社会人・専門家の活用、海外の学校との交流学习など学びの幅を広げることや、過疎地・離島等の小規模校の子供たちが多様な考えに触れる機会が充実するなど教育環境が飛躍的に向上すること、入院中の子供と教室をつないだ学びなど様々な事情により通学して教育を受けることが困難な子供たちや個別の学習支援が効果的な子供たちの学習機会を確保することなどに効果を発揮するものである。その存在が学校現場で当たり前のものとなり、希望する全ての学校が実施できるよう、様々な支援・助言が受けられる環境の整備や効果的な実践事例の創出・収集・共有など、必要な施策を実施していく必要がある。
- (4) デジタル教科書、AI 技術を活用したドリル等のデジタル教材など先端技術は、児童生徒の習得状況の把握に生かすことができる。また、先端技術の活用により、教科指導を基盤とし、学びの質を確保しつつ、知識及び技能の定着に係る授業時間などの学習時間を短縮し、各教科の学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習において知識及び技能を活用して課題を解決する探究的な学習等により多くの時間をかけることができると考えられる。デジタル教材・MOOC などの良質な学習リソースの開発とインターネットによる提供の促進、導入への支援を進めていく必要がある。その際、教師に負担がかからず、誰でも簡便に利用できることを念頭に、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための個人学習向けの教材・支援ツールや思考力、判断力、表現力等の育成に資する教材・支援ツールの開発などが期待される。
- (5) 統合型校務支援システムは、児童生徒理解に基づく指導や支援の充実や ICT 化による校務の効率化に資するものである。都道府県単位での共同調達・共同運用など更なる導入促進を図るとともに、個別の学習計画等の充実や学校現場で用いられる帳票等の標準化、学校が保有する情報のデジタル化の推進と学校や教育委員会での活用などを進めるべきである。
- (6) このほか、教師の指導や児童生徒の学びを支援する観点からの学習ログの活用等に関するガイドライン等の整備、学習指導要領への対応付けなど学習プロセスの見える化や学習リソース間のデータ互換のためのデータ規格の標準化、学習調査・診断等の ICT 技術活用の促進などについて、取組を進めていく必要がある。

4. 教師の資質・能力の向上と専門的人材の確保等による指導体制の充実について

- (1) ICT 環境や先端技術の活用が進む中、教師が日常のツールとして ICT やデータを効果的に活用するためには、教員養成・研修の充実を図り、教師の資質・能力として、児童生徒の本質を理解した上で、ICT 活用指導力や一人一人の能力・適性等に応じた学びを支援する力などの教師の資質・能力の向上を図る機会の確保が必要となる。国は、

自治体レベル、学校レベルでそのような取組が充実して行われるよう、独立行政法人教職員支援機構等とも連携を図りながら取り組む必要がある。

- (2) また、教師の資質・能力の向上と併せて、ICT 活用教育アドバイザーの活用や ICT 支援員の配置、ICT に係るスキルや知見を有する企業等の人材の活用促進など学校や教育委員会における専門的人材を確保し、民間企業等と自治体・学校の連携により、学校教育への参画の促進を図る仕組みや環境を整え、指導体制の充実を図っていくことが必要である。

5. 今後の検討事項について

- (1) 今後、学校 ICT 環境や先端技術の導入が進み、学びの在り方が変わっていく中で、教師の在り方や果たすべき役割、教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等や多様な外部人材の活用、外部の専門機関等との連携等はどうあるべきと考えられるか、検討が必要である。
- (2) また、個別に最適で効果的な学びや支援を進めることによって学年を超えた学びを行うことについてどう考えるか、検討が必要である。
- (3) さらに、児童生徒 1 人 1 台環境の実現に向けた整備促進と併せて、デジタル教科書の今後の活用方法や制度の在り方等について、その効果・影響の検証を行いつつ、検討が必要である。

⇒ 教師の在り方や果たすべき役割、教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方については教員養成部会、先端技術の活用等を踏まえた年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、個別に最適で効果的な学びやその支援の在り方については教育課程部会、デジタル教科書の在り方については今後立ち上がる有識者会議においてそれぞれ検討を行い、特別部会に報告する。特別部会において、その他の検討事項について検討を行うとともに、各部会等の検討結果とあわせて取りまとめを行う。

義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について (論点)

1. 小学校における教科担任制の導入により、教材研究の深化や授業準備の効率化による教科指導の専門性や授業の質の向上、教師の負担軽減が図られ、児童の学力の向上、複数教師による多面的な児童理解による児童の心の安定が図られるとともに、小中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続などが実現できる。義務教育 9 年間を見通した指導体制の整備に向けて、小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである。
2. このため、小学校から中学校までの義務教育 9 年間を見通した教育課程・指導体制の一体的な検討（教員定数、教員養成・免許・採用・研修、教育課程などの在り方を一体的にどう考えるか）が必要であり、特に以下の検討を行うべきである。その際、一律的な方式ではなく、学校規模の観点も含めて、各学校や地域の実情を踏まえ柔軟な教科担任制が実施できる在り方が必要である。
 - (1) 義務標準法の在り方も含めた教科担任制に必要な教員定数の確保の在り方
 - (2) より教科指導の専門性の高い教師が指導できる仕組みを作る観点から、小学校における教師間の分担の工夫に加え、中学校における担当授業時数や部活動指導時間等を踏まえた教師の在り方や小学校と中学校の行き来の在り方など、小学校間の連携や小中学校の連携の在り方
 - (3) 上記の点や教科指導の専門性を高める教員養成・研修の仕組みの構築や教科指導・探究活動等の専門性の高い教師の学校種を超えた配置の推進など、教育職員免許法の在り方も含め、義務教育 9 年間を見通した養成、採用、研修、免許制度、人事配置の在り方
 - (4) 小規模校においても高学年段階の教科担任制が実施可能となる仕組みの構築
3. また、小学校高学年以降の専門性の高い教育を見据えて、小学校中学年までに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるための方策を含めた、義務教育 9 年間を見通した教育課程の在り方の検討を行うべきである。

⇒ 2. (3) については教員養成部会において検討を行い、特別部会に報告する。3. については教育課程部会と特別部会において連携して検討を行う。特別部会において、その他の検討事項について検討を行うとともに、両部会の検討結果とあわせて取りまとめを行う。

教育課程の在り方について (論点)

I 学力について

1. 児童生徒の学力向上に取り組むに当たっては、まず、児童生徒の学習の定着状況を丁寧把握することが必要である。その際に、全国学力・学習状況調査や各地方公共団体が実施する学力調査等をより効果的に活用していくことが重要である。

全国学力・学習状況調査は、一人一人の学習の過程を見取り、よりきめ細かな指導につなげるために全ての子供たちの学力・学習状況の把握を行うことを目的として実施しており、調査結果を活用した学校全体での指導改善の取組が定着している。一方、学校や設置管理者の平均得点以外のデータを用いた多角的な分析とその活用については、学校や設置管理者によって取組に大きな差が見られる。このため、各学校・教育委員会や保護者等の間において、全国学力・学習状況調査の趣旨や目的についての深い共通理解を図りつつ、より一層効果的に調査結果を活用し、一人一人のきめ細かい指導改善につなげていく取組を促す必要がある。

また現在、多くの各教育委員会がそれぞれの目的に照らして独自の学力調査等を実施している。調査は授業時間内に行われることが多いため、その対象学年や回数、全国学力・学習状況調査も含めた各調査間の役割分担などについて、調査の適切な実施の観点から設置管理者において検証し、必要な見直しを行う必要がある。

なお、各調査等が把握できるのは新学習指導要領が育成を目指す資質・能力の一部のみであることに留意しつつも、学習の定着状況を示す客観的な指標の一つとして調査結果を活用することは、学力向上に関して客観的な根拠を重視した教育政策（EBPM）を推進する観点からも重要である。

2. 児童生徒の学力向上は、学校がチームとして取り組むべきことである。そのためには、管理職である校長、教頭等の役割が重要であるが、それだけではなく、教師全員がカリキュラム・マネジメントに参画することが重要になる。1. で言及した各種調査等の活用をカリキュラム・マネジメントに位置付けることも、各学校の学力に関わる課題を解決するためには有効である。また、担任教師による良好な学級経営等も、学びの質を高める上で重要である。さらに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入することで、児童生徒の学力向上についても地域と学校が目標を共有し、連携して取り組むこと等も考えられる。

3. 今般改訂された新学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能

力を3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は確かな学力に限らず、知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。そのため、児童生徒の学力向上に取り組む際には、学校教育において児童生徒の資質・能力をバランスよく育成することが必要である。

4. 各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、例えば、教科等を学ぶ本質的な意義を伝えることにより児童生徒の学習意欲を向上させることや、教科学習の主たる教材である教科書の記述や各種資料を適切に読み取る力を育成することも重要となる。また、教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。
5. また、ステークホルダーが連携することも有効であり、例えば、国立大学の附属小学校が、自校の取組を地域の拠点として普及させることも考えられる。
6. 以上に加え、各学校において児童生徒の資質・能力を育成するための取組を充実させるために、以下の検討を行うべきである。
 - (1) 全ての児童生徒にこれからの時代に求められる資質・能力を育むため、児童生徒一人一人を見ていくきめ細やかな対応策
 - (2) 小学校高学年以降の専門性の高い教育を見据え、小学校中学年までに、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるための方策【一部再掲】

II STEAM 教育の推進について

1. 教育再生実行会議第11次提言において、STEAM教育の推進が挙げられた。本提言において、STEAM教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。このSTEAM教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEAMのAの範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、経済、法律、生活、政治を含めた広い範囲で定義するものもある。
2. STEAM教育は、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなるが、STEAM教育を推進する上では、高等学校の多様な実態を踏まえる必要がある。科学技術分野に特化した人材育成の側面のみに着目してSTEAM教育を推進すると、例えば、学習に困難を抱える生徒が在席する学校においては探究学習を実施することが難しい場合も考えられ、学校間の格差を拡大する可能性が懸念される一方、教科等横断的な学習を充実することは学習意欲に課題のある生徒たちにこそ、非常に重要である。

このため一般市民として必要となる資質・能力の育成を志向する STEAM 教育の側面に着目し、STEAM の A の範囲を芸術，文化，経済，法律，生活，政治を含めた広い範囲で定義することとしてはどうか。

3. このような形で捉えれば、STEAM 教育は高等学校の新学習指導要領に新たに位置づけられた「総合的な探究の時間」や「理数探究」と、

- ・ 実生活，実社会における複雑な文脈の中に存在する事象などを対象として教科等横断的な課題を設定する点
- ・ 課題の解決に際して，各教科・領域で学んだことを統合的に働かせながら，探究のプロセスを展開する点

など多くの共通点があり，各高等学校において，新学習指導要領に基づいた教育を着実に実施することが重要である。

そのため，新学習指導要領の下，地域や高等教育機関，行政機関，民間企業等と連携・協働しつつ，各高等学校において生徒や地域の実態にあった探究学習を充実することが重要である。

4. なお，STEAM 教育などの教科等横断的な学習の前提として，各教科等の学習が育成も重要であることは言うまでもない。各学校において各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むとともに，小学校，中学校，高等学校などの各学校段階を通して，各教科等の学習を円滑に接続することが求められる。そのためには，教科学習の主たる教材である教科書の記述や各種資料を適切に読み取る力を育成するとともに，教材自体についても，資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。【一部再掲】

⇒ 引き続き，教育課程部会において，I の 6. について検討を行い，新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループとも検討状況を共有しつつ，検討結果を特別部会に報告する。

教師の在り方について

(論点)

1. 免許状を持たない社会人の登用及び社会人等による普通免許状取得について

- (1) 教師として必要な質を保証しながらも、免許状を有しない社会人が活躍しやすくなるような制度、運用を整備することが考えられる（特別免許状の授与に関する指針の見直しや制度の弾力化、社会人と学校とのマッチング支援など）。
- (2) 社会人が学び直しにより普通免許状を取得するための多様なルートをより活用しやすくなることが考えられる（教職特別課程の標準修業年限の弾力化、教員資格認定試験の内容・方法等の見直しなど）。

2. 教員免許更新制も含めた効果的・体系的な研修の在り方について

- (1) 免許状更新講習、新たな免許状取得のための講習（認定講習）、教職大学院の授業等の多様な機会と研修とを接続するような仕組みを構築することが考えられる。
- (2) 教育公務員特例法等の改正により導入された協議会、指標、研修計画の仕組みを有効に活用した、大学と教育委員会との連携・協力を強化することが考えられる。

3. 効果的・効率的な教職課程の在り方について

※「教職課程の基準に関するワーキンググループ」において年内とりまとめ予定。

- (1) 大学内の学科等の間で科目や専任教員を共通化し、より効果的・効率的に教職課程を実施する仕組みを構築することが考えられる。
- (2) 大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組みを構築することが考えられる。
- (3) 全学的に教職課程を統括する組織や自己点検評価など、教職課程の質を保証し、向上させるための仕組みを構築することが考えられる。

4. 教員養成を先導するフラッグシップ大学の在り方について

※「教員養成のフラッグシップ大学に関するワーキンググループ」において年内を目途に最終報告を取りまとめ予定。

- (1) フラッグシップ大学の在り方として、教師の ICT 活用指導力や個別最適化をはじめとする Society5.0 に対応した教員養成を先導することが考えられる。
- (2) これに連動した教員養成に関わる大学全体のシステムを構築することが考えられる。

⇒ 引き続き、教員養成部会において、1、2 及びこれからの教師に求められる資質能力等について検討を行い、検討結果を特別部会に報告する。

新しい時代の高等学校教育の在り方について (論点)

1. 校長がリーダーシップを発揮し、教育理念の明確化とともに、どのような生徒を受け入れたいと考えているのか、受け入れた生徒に対しどのような資質・能力を身に付けさせて卒業させるのか、そのためにどのような特色を有する教育をどのように実施することを考えているのか等の学校経営に関する方針の在り方について検討を進めるべきである。その際、学校の教育理念及び学校経営に関する方針の下、教職員が一丸となって学校教育活動全体の改善に向けてPDCAサイクルを回し、社会とのつながりの中で、学校が主体的に進化する学校運営を実現する方策についても検討が必要である。
2. 生徒の意欲と関心を喚起し、能力を最大限引き出すことができる各学校の特色化・魅力化の実現に向けた方策として、普通科の類型の在り方をはじめ、校長がリーダーシップを発揮し、特色・魅力ある教育を推進するための制度的な在り方に加え、普通科のみならず、専門学科（職業学科及びその他の専門学科）や総合学科について、それぞれの課題等を踏まえた今後の在り方についても検討を進めるべきである。
3. 高等学校において、生徒の多様な実態や学校や地域の特性等を踏まえ、地元の市町村や国内外の高等教育機関、産業界、関係機関等の様々な分野における多様な主体との間で、組織的・継続的な連携・協働体制を構築するための方策について検討が必要である。また、離島や中山間地域等の高等学校の小規模化による課題への対応、学習者の目的意識に応じた学びの発展など、生徒の実態や学習ニーズへのきめ細かな対応の在り方についても検討が必要である。
4. 多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動を一層推進する定時制・通信制課程の在り方の検討が必要である。その際、近年の情報通信技術の発展に鑑み、多様な生徒の多様なニーズに応えるための教育活動を推進するため、先端技術の効果的な利活用を含めたこれからの時代の通信教育の在り方について検討を進めるべきである。

⇒ 引き続き、新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいて検討を行い、教育課程部会とも検討状況を共有しつつ、検討結果を特別部会に報告する。

幼児教育の質の向上について

(論点)

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実について

- (1) 新幼稚園教育要領等の実施にあたって、効果的な指導方法や教材の研究等についてどのように考えるか。また、どのようにその内容を教職員一人一人が理解し、実践に反映させていくか。
- (2) 幼小の相互理解を深め、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を推進するためには、どのような方策が考えられるか。公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の強化、接続の推進をどのように図っていくのか。
- (3) 幼児教育現場における先端技術の活用について、実践を可視化・共有化する手法をはじめ、どのような方策が考えられるか。
- (4) 障害のある幼児や外国につながる幼児といった特別な配慮を必要とする幼児への支援について、どのような方策が考えられるか。

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上について

- (1) 若年離職者が多い中、高い専門性を有する教職員を育成・確保するためには、教職員の処遇改善も含め、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 教職員の資質向上のため、キャリアステージ毎の効果的な研修の実施・普及の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動への対応が増加する中で、各園における教職員の保育の専門性向上のために、どのような工夫が考えられるか。
- (4) 幼稚園教諭の上級免許状の取得促進など、教職員の専門性向上のための方策についてどのように考えるか。

3. 幼児教育の質の評価の促進について

- (1) 各園の独自性を確保しつつ、公開保育や学校評価を通じた運営の改善・発展を図り、教育の質向上に向けた PDCA サイクルを構築していくためには、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 自己評価の着実な実施、学校関係者評価や第三者評価の普及促進に向けて、どのような方策が考えられるか。
- (3) 幼児教育の質の評価に関する手法の在り方についてどのように考えるか。また、その成果の普及について、どのような工夫が考えられるか。

4. 家庭・地域における幼児教育の支援について

- (1) 家庭や地域において幅広く幼児教育の理解を深めるためには、どのような工夫が必要か。
- (2) 預かり保育や幼児教育施設における子育ての支援の在り方をどのように捉えるか。
- (3) 経済的困窮や虐待など様々な問題を抱える家庭への支援の観点から、福祉機関をはじめとした関係機関との連携強化についてどのように考えるか。

5. 幼児教育を推進するための体制の構築について

- (1) 国公私の別や施設類型を超えた地域の幼児教育の質の向上のために、地方公共団体はどのような推進体制を構築することが考えられるか。
- (2) 幼児教育の担当部局の一元化の在り方、幼児教育センターの設置など幼児教育に関する一元的な施策の企画・実施の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 幼児教育の専門性を有し指導・助言を行う指導主事や幼児教育アドバイザー等の育成・配置の在り方についてどのように考えるか。
- (4) 国における幼児教育に関する調査研究拠点の役割についてどのように考えるか。

⇒ 引き続き、幼児教育の実践の質向上に関する検討会において、関係部会等とも連携しながら検討を行い、検討結果を特別部会に報告する。

外国人児童生徒等への教育の在り方について (論点)

我が国に在留する外国人の数が大きく増加する中、外国人の子供たちは、将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を作り上げていく存在となるものであることを社会全体として強く認識する必要がある。こうした子供たちが日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、先進地域での好事例の全国展開を含め、国として速やかに効果的な支援策を講じるべきである。

1. 指導体制の確保・充実について

他方、公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等についても、全国で5万人を超え、10年前の1.5倍に達している。子供たちが日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばすために、学校において特別の教育課程の実施を含め、きめ細かな指導が行われる必要がある。このため、日本語指導を担当する教員の着実な配置や日本語指導補助者・母語支援員等の確保を進めるほか、使用言語の多言語化や、集住地域・散在地域それぞれの課題がある中で、特に以下の点について検討すべきである。

- (1) 日本語指導を担当する教員や日本語指導補助者・母語支援員等の確保のための支援
- (2) 拠点校方式を含め、地域の実情に応じた学校における指導体制の構築
- (3) 多言語翻訳システムや遠隔教育の実施等のICTの活用
- (4) 地域の関係機関との連携を通じた学校内外における指導・支援の充実

2. 日本語指導担当教員等の指導力の向上について

外国人児童生徒等の教育の充実を図るためには、指導体制の構築と合わせて、日本語指導を担当する教員や日本語指導補助者・母語支援員等、教育人材の資質能力の向上を欠かすことができない。このため、特に以下の点について検討すべきである。

- (1) 各教育委員会が実施する現職教員研修を始めとする研修機会の充実
- (2) 教員養成課程において日本語指導や外国人児童生徒等に関する内容を学ぶことのできる環境整備の促進
- (3) 日本語能力の評価や障害のある児童生徒への対応を含めた支援に関する知見の充実
- (4) ICTを活用した研修教材の開発・普及

3. 就学の促進について

「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年9月公表）により、約2万人が不就学の状況にある可能性があることが明らかになる中で、各自治体が外国人の子供の就学状況の把握を進め、保護者に対して就学促進の取組を実施できるよう、就学状況に係る課題の整理や好事例の収集・普及を行うとともに、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実することが必要である。

4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実について

日本語指導が必要な外国人児童生徒等が、自己肯定感を高め、将来の職業や生活を始めとして夢と希望を持ちながら学習を続けられるよう、中学校・高等学校において、キャリア教育や相談支援、放課後の居場所づくりを含めた適切な指導・支援が実施されることが必要である。また、進学の機会の確保に向けて、各自治体の高等学校入学者選抜における配慮等が適切に実施されるよう国としても促すべきである。加えて、外国人学校を卒業した者に対する高等学校入学資格の取扱いが都道府県により異なっている中、当該資格付与をより適切に行う方策を検討すべきである。

5. 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育について

外国人児童生徒等が幼少期より適切な教育の機会が確保されることは、当該児童生徒等のみならず全ての子供にとって、異なる国籍や文化の交流等を通じた多文化共生社会の形成やグローバル人材の輩出といった効果が大いに期待される。また、子供への支援を進める上で、親子関係の形成・維持も重要な課題である。このため、特に以下の点について検討を行うべきである。

- （１）日本文化の理解促進や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
- （２）子供、保護者に対する母語・母文化に配慮した支援の在り方
- （３）就学前のプレスクールの推進等の外国人幼児等に対する支援

⇒ 引き続き、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議において、関係部会等とも連携しながら検討を行い、検討結果を特別部会に報告する。

注）外国人児童生徒等とは、日本語指導が必要な外国籍・日本国籍（国際結婚家庭等）の幼児児童生徒を指す。

新しい時代の特別支援教育の在り方について (論点)

1. 特別支援教育を担う教師の専門性の整理と養成の在り方について

- (1) 特別支援教育に携わる教師に共通して求められる基盤的な資質や必要な専門性等について、自立活動などの観点も踏まえどのように整理すべきか。その際、教員養成段階における特別支援教育概論の指導状況などについて現状の把握が必要ではないか。
- (2) 発達障害など多様化する児童生徒の特性に応じた指導や、障害のある子供とない子供が共に学ぶ場の進展などの観点を踏まえ、特別支援学級や通級による指導を担う教師の専門性を担保するための方策についてどのように考えていくべきか。
- (3) 重複障害児への対応の観点から、複数の障害種を併せ有する場合の指導方法等に関する専門性をどのように確保していくべきか。
- (4) 教師の専門性を担保するための方策として、例えば「履修証明」のような仕組みや免許等についてどのように考えるべきか。
- (5) 専門性の担保に向けて、現職教員の研修の在り方や、小中学校等で特別支援教育を担当する教師のサポート体制の在り方、人事交流の仕組み、特別支援学校のセンター的機能等についてどのように考えていくべきか。

2. その他の検討事項例について

- (1) 新しい時代の特別支援教育の目指す方向性・ビジョンはどうあるべきか。
- (2) 障害のある子供たちへの指導の充実についてどのように考えていくべきか。
- (3) 小・中・高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の枠組みはどうあるべきか。
- (4) 幼稚園・高等学校段階における学びの場の在り方はどうあるべきか。
- (5) 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携はどうあるべきか。

⇒ 引き続き、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議において、関係部会等とも連携しながら検討を行い、検討結果を特別部会に報告する。